

キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出について

キャッシュレス社会の実現を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市議会議員 井上 与一郎 ほか48名

自民党市議団、公明党市議団、

国民・みらい市議団、京都党市議団、

日本維新の会市議団、無所属(大西)、

無所属(豊田)、無所属(やまざ)、無所属(山本)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、経済産業大臣 宛て

京都 市 会 議 長 名

キャッシュレス社会の実現を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40パーセントから60パーセント台であるのに対し、我が国は20パーセントにとどまっているのが現状である。

日本でキャッシュレス決済が普及しにくい背景として、治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには、店舗における端末の負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられる。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払サービスの登場等、キャッシュレス化を推進する追い風となる動きも見受けられる。

政府も平成26年に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、2020年東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたり、キャッシュレス化を推進する方針を打ち出してきた。平成30年に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、「今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」としている。

日本を代表する観光都市である京都市におけるキャッシュレス化の推進は、市内事業者の生産性向上やインバウンド需要の取込み、市民である消費者の支払の利便性向上に加え、本市の産官学連携の強みをいかし、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、キャッシュレス社会のモデルとなることで、日本経済全体に大きなメリットを生み出すことができる。

よって国におかれては、下記の項目を実現するよう強く求める。

記

- 1 実店舗等がコスト負担している支払手数料の在り方を見直すなど、ビジネスモデルを変革

するための環境整備を行うこと。

- 2 地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。
- 3 QRコード等のキャッシュレス決済に関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等の整備を行うこと。
- 4 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス決済を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。
- 5 万全な安全対策を構築し、消費者を守るとともに事業者を支援していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。